

令和元年

第7回7月定例教育委員会議事録

令和元年8月5日

大野城市教育委員会

次 第

1 招集日時

- 招集日 令和元年8月5日
- 開会時間 午前10時00分
- 閉会時間 午前11時05分

2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 委員会室3

3 会議次第

(1) 議事録署名委員

- 令和元年第5回議事録の署名委員 松本 民仁 委員
- 今回議事録の署名委員 梶原 千春 委員

(2) 議事 (全て可決)

- 第34号 教育長の職務を代理する者の指名について
- 第35号 臨時に代理した事件の承認について
- 第36号 臨時に代理した事件の承認について
- 第37号 令和2年度使用小学校教科用図書採択について
- 第38号 令和2年度使用中学校教科用図書採択について

(3) 教育長報告

- ①福岡県における人権侵害事象(差別事象)について
- ②令和元年度全国学力・学習状況調査、福岡県学力調査の結果公表に係るスケジュール概要
- ③全国学力・学習状況調査、福岡県学力調査の結果の適切な取扱いの徹底について
- ④福岡県内のCS(コミュニティスクール:学校運営協議会)導入状況
- ⑤中・高の接続を重視した特別支援教育充実のための連携事業

(4) 報告

- ①第1回大野城市子どもに最適な学期制審議会について

(5) その他

- ①教育長の業務報告(6~7月分)
- ②教育委員会の主な行事・業務の予定(8月分)

4 出席した委員等 吉富 修(教育長) 安部 一枝 梶原 千春 松本 民仁 高野 英機

5 欠席した委員 高木 和敏

6 出席した職員

教 育 部 長	平田 哲也
教 育 政 策 課 長	橋元 啓樹
教 育 振 興 課 長	千葉 太
教 育 指 導 室 長	梶 幸男
ス ポ ー ツ 課 長	神崎 康則

ふるさと文化財課長	石木 秀啓
教育政策課係長	葉山 賀瑞江
教育政策課担当	藤岡 良栄

7 会議の書記 教育政策課教育政策・支援担当 藤岡 良栄

午前10時00分 開会

○吉富教育長

それでは、ただいまより令和元年7月定例教育委員会を開会させていただきます。

この教育委員会におきまして、新体制となって初めての会合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。特に新しくお迎えいたしました高野委員に、簡単で結構でございますので、少し激励をしていただければありがたいと思います。

○高野委員

本年3月まで消防団の団長をしておりましたけれども、またこのような重責を仰せつかりました。何もわかりませんので、皆様のご協力、ご指導で頑張ってまいりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○吉富教育長

ご挨拶ありがとうございました。町の趨勢、人の行き来を誰よりも把握してある方を委員さんに迎えて大変心強い思いがいたします。それに消防団長としてご活躍の折、例えば大利中学校グラウンドでの出初式の際に子どもたちの頑張りの場を用意してくださったこと、そして、その頑張りを見落とさずにきちんと褒めてくださいましたこと、このような子どもに対するご姿勢というのは、本当に教育委員会がお迎えるのにこの上ない人材を得たものと思っております。高野委員、どうぞよろしくお願いいたします。それから、引き続き委員をまた継続して下さる方々、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。傍聴の申し出はありません。

[会議録承認]

○吉富教育長

議事録の承認に入ります。前回6月定例会にて、松本委員さんをお願いしておりましたのでよろしくお願いいたします。

今回の議事録の署名につきましては、次回の委員会において梶原委員さんをお願いいたします。

○梶原委員

はい。

〔議 事〕

○吉富教育長

それでは、早速示しております議案に入らせていただきます。

〔第34号議案 教育長の職務を代理する者の指名について〕

○吉富教育長

第34号議案、教育長の職務を代理する者の指名について説明をお願いいたします。
橋元課長、お願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、第34号議案、教育長の職務を代理する者の指名につきまして、ご説明をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長の職務を代理する者を指名することになっておりますので、それに基づき指名の議案を上げさせていただいたものでございます。

2 ページを御覧ください。

今申し上げた法律に伴い、教育長の職務を代理する者といたしまして安部一枝教育委員をご指名をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○吉富教育長

説明が終わりました。ただいまの説明につきましてお尋ねがあればどうぞ。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

これより採決に入ります。

第34号議案について承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第34号議案は承認すべきものと決めます。

安部委員どうぞよろしく願いいたします。

○安部委員

よろしく願いいたします。

○吉富教育長

全体の連絡等で最初をお願いしたりとか、いろんな教育委員さんにお諮りをしたいときなどご相談申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

○安部委員

承知しました。

[第35号議案 臨時に代理した事件の承認について]

○吉富教育長

第35号議案、臨時に代理した事件の承認について、説明をお願いいたします。

千葉課長、お願いいたします。

○千葉教育振興課長

第35号議案、臨時に代理した事件の承認について説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

社会教育委員につきましては、大野城市社会教育委員設置条例第4条において、教育委員会が委嘱することとされております。今回、任期満了に伴う委員の改選により、

7月1日付で委員を委嘱する必要が生じたため、大野城市教育委員会の事務委任及び臨時代理に関する規則第5条の規定により、教育長が臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。委員につきましては、4ページのとおりとなります。以上でございます。

○吉富教育長

ただいまの説明について質問はございませんか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

これより採決に入らせていただきます。

第35号議案について、承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第35号議案は承認すべきものと決めます。ありがとうございます。

[第36号議案 臨時に代理した事件の承認について]

○吉富教育長

第36号議案、臨時に代理した事件の承認について説明をお願いいたします。

石木課長、お願いいたします。

○石木ふるさと文化財課長

第36号議案、5ページをお願いいたします。

臨時に代理した事件の承認につきまして、大野城市文化財保護審議委員会の委嘱につきまして、大野城市文化財保護審議会設置条例により、委嘱第4条委員及び臨時委員は学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱するとい

う規定のもと、令和元年7月11日付で別紙のとおり臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものでございます。

この委嘱につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、大野城市教育委員会の事務委任及び臨時代理に関する規則第5条の規定により臨時に代理しましたので、同規則第6条第5号の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。委員に関しましては、6ページのとおりとなっております。説明は以上です。

○吉富教育長

ただいまの説明について質問はございませんか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

これより採決に入ります。

第36号議案について、承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第36号議案は承認すべきものと決めます。

[第37号議案 令和2年度使用小学校教科用図書採択について]

[第38号議案 令和2年度使用中学校教科用図書採択について]

○吉富教育長

第37号議案、令和2年度使用小学校教科用図書採択について説明をお願いいたします。

橋元課長、お願いいたします。

○橋元教育政策課長

第37号議案と第38号議案につきましては、小学校、中学校ということで教科書採択の案件になっておりますので、続けてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

○吉富教育長

課長の申し出どおりに関連していますので、どうぞ一括してお願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、最初に教科書選定の組織と経過につきましてご説明をさせていただきます。

平成31年4月22日に筑紫地区5市の教育長5名による筑紫地区教科用図書採択協議会という組織が発足いたしております。こちらの採択協議会の中で、教科用図書選定委員会を組織しまして、5月17日に選定委員会に対しまして、令和2年度から使用する小学校の教科用図書選定について調査・研究し、答申するよう諮問いたしております。

なぜ小学校の教科用図書だけで、中学校の分でこういった組織ができなかったかといいますと、新指導要領に小学校の場合は2020年度から移行することになっておりますが、中学校の新指導要領につきましては、1年おくれの2021年度より移行することになっております。こうした事情がございまして、中学校の教科用の図書につきましては、新たな検定を申請した図書がございませんでした。それに伴い、使用年度も1年延長して使用することになりましたので、今回の小学校のように採択の調査・研究等を行わないという結論になっております。

続きまして、福岡教育事務所では、小学校の教科ごとに調査研究部会を発足させ、各地区の採択協議会が教科用図書を選定するために必要な資料を作成し、6月28日、その結果を筑紫地区の採択協議会に具申されております。

選定委員会は、教育事務所における調査・研究結果と学校からの意見書、選定委員会の独自の調査・研究内容を踏まえまして、7月31日教科用図書採択協議会に選定結果の答申を行っております。その答申をもとに筑紫地区の市の教育長が協議を行った結果、今回報告の令和2年度使用小学校教科用図書選定結果、及び令和2年度使用中学校教科用図書（道徳を除く）という選定結果を策定しております。

次に、その結果と理由についてご説明をさせていただきます。まず、小学校の部分

をご説明させていただきます。8ページをお開きください。

8ページのほうに表が載せられていると思います。こちらの表は左から教科の種目、発行者の番号並びに略称、選定した教科書の名称、備考欄にその教科書を選定した理由を簡潔に記載をさせていただきます。

最初に通しで読ませていただきます。まず、種目国語でございます。発行者番号38番、略称が光村、教科書名が「こくご かざぐるま 他」です。理由としては、指導要領の目指す言葉による見方、考え方を働かせるのに内容構成が優れているということになっております。

書写。発行者番号38番、光村、教科書名「書写」。課題を見つけ、見通しを持った主体的な活動ができる自己評価となっており、内容も充実している。

社会。発行者番号17番、教出、教科書名「小学社会」。福岡県の教材が多く、見開きで問いと次時内容が示され、思考の流れが大切にされている。

地図。発行者番号46番、帝国、「楽しく学ぶ 小学校の地図帳」。地図帳の使い方を冒頭で丁寧に示すとともに、記載内容の精選が図られている。

算数。発行者番号61番、啓林館、「わくわく算数」。めあてとまとめが毎時間示され、問題解決的な学びを充実・深化させる工夫がある。

理科。発行者番号4番、大日本、「たのしい理科」。問題意識を高めていくため、九州の資料や気候を取り扱い、終末は生活につながっている。

生活。発行者番号61番、啓林館、「わくわくせいかつ 上」「いきいきせいかつ 下」。単元の活動展開と表現方法の例示が特に充実している。写真等と文字の配分配置に優れ見やすい。

音楽。発行者番号17番、教出、「小学音楽 音楽のおくりもの」。楽曲が精選され、子どもの実態や教師の力量に応じて指導できる題材が構成されている。

図画工作。発行者番号9番、開隆堂、「ずがこうさく わくわくするね 他」。材料が安価で集めやすく、発想をふくらませ多様な造形活動につなげることができる。

家庭。発行者番号2番、東書、「新しい家庭5・6」。生活の中の課題からスタートし、対話的活動を必要とする単元構成である。

保健。発行者番号2番、東書、「新しいほけん3・4」「新しい保健5・6」。問題解決学習過程に沿った学び方が身につくよう、説明、資料、挿絵、写真などが充実している。

外国語。発行者番号2番、東書、「NEW HORIZON Elementary」。コミュニケーション

ン意欲を喚起する構成であり、指導力量による差が出にくい。

最後に道徳。発行者番号116番、日文、「生きる力」。現代的課題に対応し、発問例や分冊の活用で、多面的・多角的に道徳性を深められる。

以上、13が小学校の部分となっております。

引き続き、中学校の教科書の部分についてご説明をさせていただきます。58ページを御覧ください。

中学校の教科用の図書につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、教科書の新指導要領への移行が2021年度に予定されていることから、今年度につきましては、今使っている教科書を引き続き使うという内容となっております。平成30年度検定において新たな教科書の申請がなく、学習指導要領の改訂に伴う使用期間が令和2年度の1年間であり、また、平成27年度採択時に綿密な調査・研究がなされていること、4年間の使用実績において支障がなかったことから、現使用教科書を継続使用するという理由となっております。以上で説明を終わります。

○吉富教育長

きちんとした説明ありがとうございました。

教員もこの手の説明になると大変なところですが、よく事務局がしてくださるといっても感心しております。

なお、教育委員さん方は御存じでしょうけれども、私たちの教育活動の法律のような存在が学習指導要領でございます。それは大体10年に1度のペースで改訂をいたしていきます。教科書は大体4年に1度という形で見っていきます。その数字の差がこうしたズレとなって、もう昨年度採択したから、またわざわざ採択という作業をしないでも、しっかりとした調査・研究を行って採択しているのですから、あと3年間はこれでいきましょうねという形で、今中学校でご提案をさせていただいておるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それから、8ページは、大野城市が採択した教科書の一覧でございます。そして、例えば、一番上、国語というものを載せています。9ページが国語に関する光村、東書、教出の3社が載っています。次のページを御覧ください。10ページ、11ページ、12ページが、光村、東書、教出の調査研究に当たった分を掲載しています。そして、筑紫地区の研究組織は、この3社の中から光村が最もよいとして、この9ページの一番上に載せています。そして、その選定の主な理由を左側の一覧表にも関連させなが

ら、今、橋元課長のほうが説明に当たったところでございます。そのような資料の構成になっております。

基本的には、知識基盤社会、めまぐるしく変わっていく社会において一番大切なのは、これまでの自分に課題を見つけ、その見つけた課題に沿って情報を収集し、情報を取捨選択し、情報を組み立てて、自分なりの最善解、最適解、納得解を見つけていく力です。そういう力を伸ばすための教科書の役割という立場から、今、橋元課長が説明したところでございます。

第37号議案、第38号議案について説明が終わりましたが、何かご質問ございませうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、採決に入らせていただきます。

第37号議案、第38号議案について承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第37号議案、第38号議案は承認すべきものと決めます。ありがとうございました。続けて、関連して今後の流れ等の説明をお願いいたします。

○橋元教育政策課長

選定結果どおりの採択をいただき、ご承認ありがとうございました。今後についてのご説明をさせていただきます。

この後、大野城市の結果を再度、筑紫地区の採択協議会に報告し、各市の意見がそろった時点で決定ということになります。

意見が不一致の場合は、再度採択協議会において、筑紫地区で統一した教科書を選定することとしておりますので、再度会議を持ちご審議していただくこととなります。これは不一致が出た場合ということになります。

また、教科書採択に関する信頼を確保するため、教科書採択に関しては、無償措置

法第15条及び無償措置法施行規則第7条により、義務教育諸学校については、採択権者が採択を行ったときは、遅滞なく①当該教科書の種類、②当該教科書を採択した理由、③教科書研究のために作成した資料、④採択地区協議会の会議の議事録の公表の努力義務が規定されております。また、地教行法によって⑤教育委員会の会議の議事録について作成、公表の努力義務があわせて規定されております。

採択事務に関する情報公開請求等の対応につきましては、採択協議会事務局、こちらが今年度筑紫野市でありますので、筑紫野市で対応することとなっております。

最後に、市の広報紙につきましては、10月1日号の予定で採択結果についてお知らせすることとしております。以上で説明を終わります。

○吉富教育長

ありがとうございました。なお、ちなみに採択行為が、ずっと以前は、福岡教育事務所管内、糸島地区、宗像地区、糟屋地区、筑紫地区の4地区で同じ教科書を採択する制度でございましたが、今は随分各地教委の考え方に寄り添うものになっています。ただ、今言いました筑紫地区は、5市の意見が整わないと採択という結果には至りません。もしどこかが異論を唱えれば、また採択のやり直しということになりますが、これまで採択をやり直したことはありません。全部統一してそろっていますので申し上げておきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、用意しておりました議事につきましては、終わらせていただきたいと思います。

〔教育長報告〕

○吉富教育長

大項目教育長報告に移らせていただきます。

上に7月定例教育委員会教育長会等資料と書いてある資料を御覧ください。

まず、第1番目に、福岡県における人権侵害事象（差別事象）についてという資料を人権同和教育対策局、県のほうからいただきましたので、実態を大まかに知っていただくために載せています。ページとしては3ページを御覧ください。

調査結果のポイントとして、平成30年度の人権侵害事象（差別事象）は36件発生しています。そのうち分野別では、同和問題に関するものが17件で全体の約5割、続い

て性的少数者などその他に関するものが8件となっている模様でございます。発生別状況では、差別発言が17件で全体の5割、落書きが8件となっていることを示しています。まだまだなくなりません。

大野城市の場合は、包み隠さず明らかにして、市の課題、そして筑紫地区全体の課題とするという意味で、部落解放同盟筑紫地区地区協議会（筑紫地区地協）のほうに届け出て、決して大野城市内だけでの秘密ごとにしなないように心がけています。筑紫地区地協にはしっかりとそのことを、大野城市は進めていただいているといつも評価をいただいています。子細については触れませんので、この資料に目を通していただければと思っています。

むしろ筑紫地区地協のほうから、きちんとした対応をしていただいたと評価していただくような事象が、発生したこともありました。

まず、一番最近のものでは、コミュニティセンターの学習室の机の裏側に固有名詞を挙げながら死ねとか、ばかとかいうことが書いてあったということ。それを子どもたちが発見してきちっと対応したということ。それから、スポーツ少年団の関係で他地区に遠征試合をしに行ったときに、違うチームと水飲み場のところで出くわして、互いに非難する際にガイジ発言等を行ったときにも、きっかけはどうであれ使ったこと、ガイジ発言をしたことはいけないということで、向こうの関係者にもすぐわびを入れたり、全体でこういった事例があるということで周知し合っているところでございます。

次に行きます。令和元年度全国学力学習状況調査、福岡県学力調査の結果公表に関するスケジュール概要でございます。これは本日の協議会で室長のほうから結果の概要について説明を加えさせます。

次に参ります。一つ全国学力・学習状況調査結果の取り扱い等で、これは調査の趣旨に反するのではといった取り扱いが自治体によっては出ているところがあるというお知らせです。

例えば、13ページの一番上に書き込みをしておりますが、広報紙に各学校の結果を教育委員会が横並びに公表したという事案がございました。むしろこういう取り扱いは無用な競争意識を各学校に生ませることにつながるので、こういう取り上げ方はやめてくださいという指導でございます。もとよりそういったことを趣旨と捉えておりませんので大野城市はするはずもございませんが、こういった事例もあります。

そこで、今見ていただいております13ページのような注意が、各市町村、自治体の

ほうに行っております。特に14ページのほうに目を移してください。そこに（エ）の③、④のところの下線部がございます。平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表や、それらの数値により順位を付した公表等を行わないこと。そして、基本的に調査結果は、その人間の学力の特定の一部であるということを謙虚にわきまえておきなさいということでございます。あくまでも一つの手がかりであって、一つの手がかりをもとに全体を見直していこうとするための資料にすぎないことをわきまえておいてくださいと。これをわきまえないと、広報の大きな役目を担う市の広報などで発表してしまうことになるということでございます。以上でございます。

次に進めさせていただきます。4番、福岡県内のCS（コミュニティスクール：学校運営協議会）導入状況でございます。15ページ、16ページを御覧ください。大野城市は、全小中学校導入しているということでございます。あとは詳しいデータは見ていただくとよいのですが、16ページのほうに目を移してください。

コミュニティスクール導入済みの市町村と、コミュニティスクールを未導入の市町村の二つに大別してあります。それぞれの別枠のグループの中で、全学校導入済みの地区と、一部の学校で入っている地区、それから、右側のほうの二つ大きなグループは、今のところは入っていませんというところの中でも、今後導入を検討しているところと、全く検討していないところがございます。

全部で655校程度あります。学校全体が導入しているところが180校。導入済みでも一部しか導入していないのが32校、未設置が130校、合計で162校。それから、導入していない学校は311校で、そのうち導入を計画しているが全然入っていないところが164校、全く導入していないし、今後考えることもないが147校です。文部科学省は努力目標にしています。義務にはしていませんので、全国的には順調に進んでまいりません。もとより、田園部、海浜部というのは、地域とのかかわりを抜いては学校というのはあり得ませんので、今さらそんな制度を持ち込んでも良いと自負するところが多いために、なかなか進まないという部分もございます。

大野城市もコミュニティをうたっていますけれども、なおかつ学校そのものがやっぱり地域に溶け込む必要があるということで、大野城市の場合、学校運営協議会導入については学校に任せて希望で入るものではなく、小中学校、市のまちづくりに沿わせて一斉に入るべきだということで、平成23年度から検討し始め、平成26年度に一斉に入りました。この入り方は、福岡県広しといえども大野城市だけでございますので、大変趣旨に沿って進めているものと思われれます。以上でございます。

次に行きます。中・高の接続を重視した特別支援教育充実のための連携事業という資料でございます。これはお読みいただければと思いますが、小学校、中学校という義務制の校種はよく連携しますが、次の高校となると、つながりが薄くなります。そうすると、中学校の卒業生について、こういう子です、頑張ります、よろしくお願ひします、そちらに進学しましたけれどもどうですか、うまくやっていますでしょうかという連絡が薄くなりますので、こういった点をもう一度振り返って、中高連携の子どもたちの実態についても、綿密にもうちよつと把握をしあつて、把握したことを小中の特別支援教育のために還元してやっていこうという趣旨のスタートになる資料でございますので、またそれについての教育情報を皆様にお知らせすることになろうかと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、教育長報告については終わらせていただきます。

〔報 告〕

○吉富教育長

5番、(1)第1回大野城市子どもに最適な学期制審議会について。

梶室長、お願ひします。

○梶教育指導室長

それでは、令和元年度第1回大野城市子どもに最適な学期制審議会について説明をいたします。

この審議会は、平成30年度の教育総合教育会議や教育委員会のご意見を受け、本年度設置したものです。

去る6月6日に第1回目の審議会を開催いたしました。第1回の審議会では、組織づくりを行い、会長に主税保徳委員、副会長に佐々木隆志委員を選出し、教育長が諮問を行いました。

審議は、アンケートの内容についてご審議をいただきました。審議いただいたご意見を踏まえ、アンケートを作成し、1学期末に学校を通じてアンケートを行っております。現在、アンケートはほぼ回収が終了しております。分析中でございます。この分析結果は、8月下旬の第2回の審議会に提出をする予定でございます。この分析結果については、また整い次第、こちらの場でも報告をしたいと思ひます。以上です。

○吉富教育長

またこれからの教育委員会の中で、経過を逐次報告させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

[その他]

(1) 教育長の業務報告（6～7月分）

(2) 教育委員会の主な行事・業務の予定（8月分）

○吉富教育長

それでは、以上を持ちまして7月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時05分 閉会

上記会議録次第は、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

署名 教育長

委 員

書 記